〔指定管理者制度導入施設〕 〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕(令和4年度)

1. 施設の名称等

施	設	名	称	長崎漁港(長崎地区)尾上町・漁港 環境整備施設用地(おのうえの丘)
亨	f Æ	Εţ	也	長崎市尾上町

事	業	所	管	水産部	漁港漁場課
課	(室)長	名	松本 伸彦	

	基本戦略	2-3	環境変化に対応し、一次産業を活性化する
総合計画上の位置づけ	施策	2	漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備
	事 業 群	1	

2.	2. 施設の概要									
i	設置年月日	平成 30 年	4 月 1	日						
i	設置法令等	長崎県漁港管理条例	(昭和35年8月25	日)						
設置目的 大規模災害時の防災拠点として整備されたものであり、平時は、県民の憩いと賑わいの 空間として利活用が図られることを目指している。										
利	川用対象者等	利用対象者:県民及 利用時間:24時間	び県外観光客等							
	施設内容	施設面積 約1.8ha ①緑地(約1.5ha) ②憩いの広場(約0								
	施設の利用 料金体系)円)円まで 可に係るもの を行うとき:1件 1件 を行うとき:1件 ・行うとき:1㎡	あたり1月につき あたり1日につき あたり1月につき あたり1日につき	· 500円 · 9,240円 · 営利)17円、	非営利)11円				
	設置状況						人和人左连			
	Į.	⊠ 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
		<u> </u>	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)			
	財子の他					1, 500				
県	源をの他	<u> </u>	07.000	20.040	00.070	00.450	20.000			
_		一般財源	27, 980		29, 978		28, 229			
予		業費 <a>	27, 980		29, 978		28, 229			
~ ∽		^管 理運営負担金	27, 980	28, 648	29, 978	30, 653	28, 229			
算	訳その他)								
		件費 	797	1, 590	1, 564	1, 558	1, 536			
		<c=a+b></c=a+b>	28, 777		31, 542	32, 211	29, 765			
		あたりコスト	0	v	0	0				
(説	(説明) 「利用者一人あたりに要する費用」=C÷ (成果指標①利用者数) =C÷122,555									

3. 指定管理者の概要

<u> </u>	3. 指足官垤省の似女													
北中华四本	≪所在地≫	長崎市松澤	が枝町3	番19号										
指定管理者 の名称等	≪名 称≫	長崎緑地:	長崎緑地公園管理事業協同組合											
の石が守	≪代表者氏名≫	代表理事	赤瀬	憲市										
指定期間	平成 30	年 4	月	1	日	~ 4	令和	5	年	3	月	31	日	
	①施設の維持・	修繕等												
業務	②施設の利用促	進												
利用料金制	■ 導入済		未導入		j	選定方法	÷		ふ募	•	•		非公募	

成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

	1)	1) 利用者数				[値の根拠)	〈令和4年度実施における変更点>			
						ま実績以上を目 しょうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい		レス感染症の影響		
			のイベント利用語	午可・届出の	の日標とする。	5 A 45 11 45 1 - 44	り、利用の回復が見通せないため前年度の実績並			
		数			++ -+ 7	安全な状態に維	とした。			
成			内での管理瑕疵に	こよる事故	発生 おりる。					
成 果 指	•	件数		,	- 	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	A 1-0	A 1-0 5 5	A 15.4 5.55	
指			実 績	W / I	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
標				単位	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)	
の		а	目標値	人	200, 017	·	240, 500	,	122, 555	
達成	1	b	実績値	人	200, 017		197, 043			
以状		С	達成率b/a	%	100	130	81	62		
// 沢		а	目標値	日	46	46	17	33	38	
<i>I</i>)L	2	b	実績値	日	46	54	33	38		
		С	達成率b/a	%	100	117	194	115		
		а	目標値	件	0	0	0	0	0	
	3	b	実績値	件	0	0	0	0		
		С	達成率b/a	%	100	100	100	100		
指定			事業計画	(R3)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
の収	支払		(千円)	実績-計画	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)	
	利用	料金		▲ 846	1, 344	7, 468	8, 364	,	11, 121	
		担金	29, 153	1, 500	27, 980	28, 648	29, 978	30, 653	28, 229	
		の他	92	▲ 31		889	26	61	142	
4)	八記	†a	38, 949	623	29, 324			,	39, 492	
支出	¦b		38, 920	▲ 403	29, 002	·	37, 589	·	39, 490	
		人件費	,	312	13, 747	·	20, 817	20, 684	20, 699	
収支			29	1, 026	322			,	2	
配置	職員		常勤 5						常勤 5	
	((人)	非常勤 3	0	非常勤 3	非常勤 3	非常勤 3	非常勤 3	非常勤 3	

令和3年度事業の実施状況・実績の検証

画 計

<指定管理者実施分>

①施設の維持・修繕等

- ・施設の維持管理、清掃、植栽管理業務につい て、事業計画に沿って適正に行う。
- ・利用者の行為に関する許可、届出の受理、利用 料金の設定、禁止行為に関する監視・指導等を 適正に行う。
- ②施設の利用促進

・広報活動、自主事業等を通して、施設の普及・ 利用の向上に努める。

<県実施分>

・指定管理者について、月1回の業務報告会等を 通じて適正に指導、評価を行う。

実 <指定管理者実施分>

- ①施設の維持・修繕等
 - 施設の維持管理、清掃、植栽管理業務は事業計 画に沿って行われ、利用者にとって快適で質の 高い状態が保たれた。

績

- ・利用者の行為に関する許可、届出の受理、利用 料金の設定、禁止行為に関する監視・指導等適 正に行われた。
- ②施設の利用促進
 - ・指定管理者のホームページなどを通じて広報活 動を行い、自主事業等を通して施設の普及・利 用の向上に努めた。

<県実施分>

指定管理者について、月1回の業務報告会等を 通じて、適正に指導、評価することが出来た。

検 証

- 〇管理運営業務は、事業計画に沿って適正に実施され、利用者にとって快適で質の高い状態が保たれた。
- ○植栽に関して塩害の影響がみられるが、台風や大雨後の復旧に迅速な対応が出来た。塩害対策のため、
- 試験的な植栽を実施、うまくいけばほかの箇所にも広げていくよう計画。 〇設備等の点検や清掃、禁止行為の指導等、迅速で適切な対応が実施されており、事故の発生もなく、 県民憩いの場としての役割を果たした。
- 〇ホームページや自主事業の実施により、施設の利用促進が図られたが、新型コロナウイルス感染症 の影響が継続しており、検査場の継続設置、駐車場がワクチン接種者専用として借上げ、外出やイベント 開催の自粛、などにより利用者が減少となった。

管 理 運 堂 ഗ

状

況

収支計画·実績

<指定管理者実施分>

(単位:千円)

主な項目		:な項目 計画		増減理由・収支改善の取り組み等
収入	а	38, 949	39, 572	
	うち利用料金	9, 704		イベント等利用料の減
	うち県負担金	29, 153	30, 653	新型コロナ感染症の影響がある指定管理者への支援による増
	その他	92	61	
支出	b	38, 920	38, 517	
	うち人件費	20, 372	20, 684	植栽潅水、新型コロナ検査場設置対応による増
	うち維持管理費	10, 201	9, 870	施設維持費の減
	その他	8, 347	7, 963	
Щ	又支a−b	29	1, 055	

支の状況

収

検 証

収入についてはコロナ禍の中で、イベント等の利用料が計画より減少したが、コロナ禍の影響がある指定管理者へ の支援のための負担金の増により、全体の収入が増加した。

の支援のための負担金の増により、全体の収入が増加した。 支出については、台風被害や猛暑による潅水の増、新型コロナ検査場設置による清掃対応の増のため人件費が増加 したが、施設維持管理費等は経費が減少し計画より支出減となった。収入の範囲内での執行であることから、収支 の状況は健全である。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

В

(説明)

〇指定管理者制度導入により、効率的かつ迅速で効果的な維持管理を行うことができ、県民憩いの場として一定の水準 は維持できている。

〇施設の利用促進については、供用開始から4年経過し、徐々に認知されてきたと思われるが、新型コロナの影響が継 続しており、検査場の継続設置、駐車場のワクチン接種者専用借上、外出やイベント開催の自粛等により、利用者が前 年に比べ減少している。

<u>6.令和4年度事業の実施にあたり見直した内容</u>

内容

新型コロナ感染症の影響が続く中でも実施可能な憩いの場、賑わいの創出を検討、取り組んでいく。また一定の余剰金が残っており、植栽の塩害に関して、植え替え等余剰金を活用した対応を検討・実施していく予定。

7. 令和4年度事業の評価

※評価区分(a:行われている、b:一部行われていない、c:行われていない)

視点	評価	判定理由
・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	а	利用者サービスの向上や適正な管理に取り組み、施設の補修に ついても迅速に対応している。
・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	а	利用の調整について、業務報告会等で協議を行うなど、公平かつ つ平等な利用を確保している。
・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	а	利用者アンケート等を通じ、利用者の意見を踏まえ、質の高い サービスの提供に努めている。
・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	а	樹木・芝生・花壇その他施設・設備の維持管理について適切に 行われている。
・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	а	他施設の状況を踏まえた利用料金を設定のうえ、収入の確保に 努めている。
・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	а	管理コストの縮減に努めながら業務を行い、施設の維持管理の 充実が図られている。
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。 ・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。 ・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。 ・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。 ・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。 ・経費節減に向けた取り組みが行われて	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。 ・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。 ・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。 ・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。 ・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。 ・経費節減に向けた取り組みが行われているか。

(その他の観点)

○広く県民に認知されるよう、ホームページの充実や個別にイベント誘致や施設利用の呼びかけを行うなど広報活動を工夫することにより、さらなる利用の促進を図っている。

. 関する評価

		視点	評価	理由
		・県民ニーズに照らして、事業 の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	県民や観光客の憩いの場として、また、イベント等の交流の場として、徐々にニーズは高まってきている。
		・事業を取りまく環境、経済情 勢などの変化に適応している か。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	コロナウイルスについては、消毒液の設置や施設の消毒作業の実施、検査場設置への対応など継続して行っている。
施設		・市町または民間に移管・移譲 することが適当(可能)ではな いか。	■ a. 適当(可能)でない b. 一部適当(可能)でない c. 適当(可能)である	有事の際の防災拠点としての機能も持っている ことから、移管・委譲は適当ではない。
の在り方	効	・県の負担や業務量に見合った 活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者のコスト削減努力により、県は最小限の負担により、適切な維持管理を実現している。
カについて	率性	・指定管理者制度以外で、同一 の県負担や業務量でより大きな 活動結果が得られる手法に代え られないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	直営管理や管理委託では現在のようなコスト縮減と維持管理は実現できない。
の評価	有	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	設置目的に合致した適切な管理運営がなされている。
	効性	・事業効果をさらに上げる余地 はないか。	a. 余地はない ■ b. 一部余地がある c. 余地がある	情報発信及び自主事業の見直し、利用者の意見 の検討等により、さらなる利用・普及の向上に 努め、憩いの場としての定着を図る。
	(7	その他の観点)		

令和5年度事業の実施に向けた方向性 区分現状維持

■ 改善 移管 廃止

(説明:令和5年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) 県民の憩いの場として、引き続き効果的・効率的な事業実施に努めるとともに、コロナ禍の継続、または収束を見越した運営を検討、また、指定管理の更新となるため、新たな期間における指定管理者と、さらなる賑わいの創出に向けた自主事業の見直しやイベント誘致等に努めるよう協議、指導を行う。